

## これまでの電気料金審査を踏まえた審査要領の見直し(案)

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
基本的な考え方			<p>・値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費(普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く)、寄付金、団体費(合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く)は原価算入を認めない。また、従来規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの(交際費、政治献金、書画骨董等)についても、原価算入を認めない。</p> <p>これは、申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの(届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等)についても適用する。</p> <p>・既存契約及び法令に基づき算定される費用については、事実関係や算定方法の妥当性を確認する。</p> <p>・資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%(四国だけ10.5%)に満たない場合には、未達分を減額査定。</p> <p>・子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、原則として出資比率に応じ本社と同様に査定を行う。</p>	<p>【改正案】</p> <p>・値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、<u>広告宣伝費(普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く)、寄付金及び団体費(合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く)は原価算入を認めない。また、従来規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの(交際費、政治献金、書画骨董等)についても、原価算入を認めない。</u></p> <p>これは、申請された料金原価に含まれる費用のうち、<u>国が原価の内訳を把握すべきもの(届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等)についても適用する。</u></p> <p>・<u>既存契約及び法令に基づき算定される費用については、事実関係や算定方法の妥当性を確認する。</u></p> <p>・<u>資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、これまでの入札の実施等のコスト削減努力や他の一般電気事業者のコスト削減努力との対比を行いつつ査定を行う。</u></p> <p>・<u>子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、原則として出資比率に応じ本社と同様に査定を行う。</u></p> <p>・<u>その他相談役・顧問に係る費用や厚生・宿泊・体育施設(社宅・寮等であって事業の遂行に必要と認められる施設を除く)に係る厚生費用については、電気料金の値上げ時における費用の優先度の観点から、原価算入を認めない。</u></p>

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
人員計画			<p>①従業員1人当たりの生産性(契約口数、販売電力量、売上高)の10社平均。</p> <p>②四国は、全ての生産性の水準が10社平均より低い。次の方針により人員数の査定は行わず人件費を査定。出向者について四国の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、グループ会社社員への切り替えができないか厳正に精査し、出向者給与負担以上に経費が削減されている場合のみ出向者給与負担の原価算入を認める(工事の内製化による定期検査費用の削減、設備の稼働率の向上による原価の低廉化など)。この結果、原価算入988人中881人分をカットし、原価算入を認めたのは原子力・火力の107人。</p> <p>③北海道は、10社平均より契約口数及び売上高の水準は高いが、販売電力量の水準は低い。しかし、他社受電が少ないことや、送電線等の流通設備が多い事情を勘案し、「発電部門の1人当たりの自社発電電力量」や「流通部門の1人当たりの流通設備数」を比較すると、10社平均を上回るか遜色ない水準であることから、人員数や人件費の削減はしない。</p>	[資料5 参照]

人件費				
役員給与	実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画(以下「供給計画」という。)等を基に算定した額	人件費(基準賃金及び賞与等)については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。	<p>①役員数:事業者の実情を勘案して査定。(九州は増加認めず▲3名、東北は緊急設置電源の除却により27年度▲2名)</p> <p>②社内役員の報酬:国家公務員の指定職の給与水準(給与改定特例法による減額後の次官、長官及び局長等の平均年収1,800万円)</p> <p>③社外役員の報酬:電力10社平均800万円(東北は1,020万円から減額)</p>	[従業員数については、資料5 参照]  【改正案】 1. (1)役員数については、必ずしも販売電力量等に比例するものとは言えないため、申請事業者ごとに個別に効率化努力を判断する。 (2)人件費(基準賃金及び賞与等)については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。
給料手当(基準賃金、基準外賃金(超過労働給与除く)、諸給与金)			<p>{①一般的な企業の平均値(平成24年賃金構造基本統計調査:594万円) + ②公益3業種(平成24年賃金構造基本統計調査のガス・水道・鉄道の平均年収を年齢・勤続年数・学歴で補正)の単純平均値} ÷ 2 ×</p> <p>③地域補正(消費者物価指数地域差指数より低い水準=人事院調査又は賃金構造基本統計調査のデータより算出)</p> <p>②相談役・顧問に関連する秘書の給料及び厚生費等はカット。</p> <p>③地方議員兼務者の議員活動に対する給料はカット。</p>	<p>具体的には、</p> <p>①給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準(基準賃金、諸給与金等)については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、大規模なネットワーク設備を</p>

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
給料手当(超過 労働給与)			・10社平均(24年度)が基準	有する事業の類似性や料金規制及び競争実態を勘案し、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値とも比較しつつ査定を行う。 その際、地域間の賃金水準の差については、購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きく影響を与えると考えられることから、消費者物価指数や人事院調査、賃金構造基本統計調査等を参考に判断する。
給料手当(控除 口:貸方)			①出向者給与は電気事業本体に関係が深いものを料金原価に算入(販売促進的な側面が強いヒートポンプセンターはカット)。 ②四国は生産性の水準の低さを踏まえ、出向者給与について四国の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、グループ会社社員への切り替えができないか厳正に精査し、出向者給与負担以上に経費が削減されている場合のみ出向者給与負担の原価算入を認める(工事の内製化による定期検査費用の削減、設備の稼働率の向上による原価の低廉化など)。この結果、原価算入988人中881人分をカットし、原価算入を認めただのは原子力・火力の107人。	出向者給与負担については、電気事業本体に関係が深いものに限って料金原価への算入を認める。 ②退職給与金及び厚生費については、常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の考え方をできる限り適用する。ただし、健康保険料の事業主負担割合については、法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合や類似の公益企業における健康保険組合の情勢を勘案しつつ査定を行う。 また、社員の年金資産の期待運用収益率については、過去の期待運用収益率の設定や、他社の設定水準を踏まえ査定する。なお、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いものについては、料金原価への算入を認めない(例:持株奨励金、厚生・宿泊・体育施設(社宅・寮等であって事業の遂行に必要と認められる施設を除く))。
給料手当振替 額(貸方)			・特になし(給与水準に連動して減額)	③役員給与については、賃金構造基本統計調査のような統計が必ずしも存在しないことから、社内役員の給与については、人事院による「民間企業における役員報酬(給与)調査」における調査結果を勘案して国家公務員の事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえ、国家公務員の指定職の給与水準と比較しつつ査定を行う。
退職給与金			①退職給付水準:平成23年人事院調査及び中央労働委員会調査(何れも1,000人以上企業)の平均給付水準2,498万円。 ②社員の年金資産の期待運用収益率は2%。	④その他、委託検針費、委託集金費、雑給については、業務の形態に応じ賃金水準が決まるため、全産業との比較が適当ではなく、他の一般電気事業者との比較を行う。なお、相談役・顧問への報酬及びこれらに関連する人件費や、地方議員兼務者の議員活動に係る給与については料金原価への算入を認めない。
法定厚生費			・健康保険料の事業主負担割合は、原価算定期間中は年々引き下げて、平成27年度末には53%台の負担とする。	
一般厚生費			①1人当たり一般厚生費は日本経団連調査(1,000人以上企業の平均)の水準。 ②厚生・宿泊・体育施設(社宅・寮除く)の運営維持費用、持株奨励金は全額カット。	
委託検針費			①10社平均の販売電力量当たり単価が査定基準。 ②相談役・顧問の報酬はカット、執行役員の給与は従業員1人当たりの水準で査定。	
委託集金費				
雑給				



項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
減価償却費	供給計画等を基に、電気事業固定資産(共用固定資産(附帯事業に係るものに限る。)、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金(貸方)を除く。)の帳簿価額及び帳簿原価に対し、それぞれ定率法及び定額法(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)に定める耐用年数及び残存価額を用いるものとする。以下この号において同じ。)により算定した額(取替資産の減価償却費については、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定率法及び定額法により算定した額)	設備関係費(減価償却費、固定資産除却費)については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リブレースする場合には入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。 電力会社間の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価算入を認めない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)に係る減価償却費を料金原価から減額する。</li> <li>・資材調達や工事・委託事業に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定。</li> </ul>	
<b>購入電力料</b>				
地帯間購入電源費・送電費	供給計画等を基に算定した額	燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費(普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く)、寄付金、団体費(合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く)は原価算入を認めない。また、従来規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの(交際費、政治献金、書画骨董等)についても、原価算入を認めない。</li> <li>・今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定。</li> </ul>	〔資料5 参照〕
他社購入電源費・送電費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、申請会社の削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、更に10%減額する。</li> <li>・コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもので、今後契約を締結するものについては、自社に適用される事業報酬率を上回る分を料金原価から減額する。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額する。</li> </ul>	

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
公租公課			・算定規則及び各税法に基づき算定されていることを確認した。特別監査の反映等による前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映すべきである。	
水利使用料	河川法に定めるところにより算定した流水占用料等の合計			
電源開発促進税	地方税法、電源開発促進税法その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額			
事業税				
固定資産税				
雑税				
法人税等	発行済株式(自己株式を除く。)の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法及び地方税法により算定した額			
<b>原子力バックエンド費用</b>				
使用済燃料再処理等発電費	実績値及び供給計画等を基に算定した額		・法令及び前提計画に基づいて算定されていることを確認。	
使用済燃料再処理等既発電費				
特定放射性廃棄物処分費			・法令及び前提計画に基づいて算定されていることを確認。	

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性	
原子力発電施設解体費			・法令及び前提計画に基づいて算定されていることを確認。		
<b>その他経費</b>					
廃棄物処理費	実績値及び供給計画等を基に算定した額	一般経費(委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等)については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定する。 その他電気の供給にとって優先度の低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの(交際費、政治献金、書画骨董等)については、原価算入を認めない。	・今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定。		
消耗品費			・1人当たりの図書費用は東電の1人あたり図書費用(認可ベース9,683円/年)を上限。		
補償費			・法令、締結済の契約、覚書等に基づき適正に算定されていることを確認した。		
賃借料			・借地借家料のうち、合理的な理由なく入居率が90%を下回る社宅・寮についての下回る部分は、料金原価から減額。また、周辺物件の平均的賃料水準を上回る部分についても原価から減額。ただし、発電所や変電所に付随した社宅・寮については、必要となる都度手当することが困難であることから、一般管理(業務)に整理されている社宅・寮のみ減額の対象。 ・相談役・顧問にかかる費用(執務スペース、社用車、社宅)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、料金原価から削減。 ・借地借家料のうち、ショールームのような販売促進にかかる施設等については料金原価から削減。		【改正案】 賃借料のうちの社宅・寮等の賃借料については、 <u>入居率や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し、査定を行う。ただし、発電所や変電所に付随した社宅・寮等については、合理的な理由がある場合には原価算入を認める。</u>
託送料			・コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもので、今後契約を締結するものについては、自社に適用される事業報酬率を上回る分を料金原価から減額する。また、法人税等についても、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額する。		

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
事業者間精算費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令及び前提計画等に基づき算定されていることを確認。</li> </ul>	
委託費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先度の低い販売促進的な費用、妥当な算定方法でないもの、緊急性以外の情報システム費用を査定。</li> </ul>	
損害保険料			<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、締結済の契約等に基づき適正に算定されていることを確認。</li> </ul>	
原子力損害賠償支援機構一般負担金			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力損害賠償支援機構法」及び関係法令に基づいて、今後負担することになると想定される金額が適正に織り込まれていることを確認。</li> </ul>	
普及開発関係費		<p>普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。</p> <p>オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。</p>	<p>①節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、料金原価から減額。</p> <p>②電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供のみ原価算入を認めるが、ホームページやパンフレット・チラシ等を利用したものなど、厳に必要なもののみ原価算入を認める。</p> <p>③台風災害等による停電関係広報のように、上記以外の媒体を使用せざるを得ないものについては原価算入を認める。</p> <p>④特定の電子ツールを用いたり、特定の需要家に限定した専用サイトを利用した情報提供、または企業イメージ的な調査・広報誌や他の取り組みと重複していると考えられる費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低いと考えられるため料金原価から減額。</p> <p>⑤普及開発関係費のうち、団体費的な性格を持つ費用(研究会や懇談会等の活動費用等)については、料金原価から削減。</p> <p>⑥PR館に付随する電気事業に供しない施設に係る費用については料金原価から減額。</p> <p>⑦原子力広報についても、イメージ広告に近い情報発信等については料金原価から減額。</p>	<p>【改正案】</p> <p>普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。需要抑制を目的としたものであってもPR・コンサルティング活動等の販売促進的側面が強い費用やイメージ広告に類似する費用については、原価算入を認めない。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。</p>

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
養成費			・公的資格取得にかかる奨励金は、料金原価から削減	
研究費		研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めない。	・電中研などの分担金及び自社研究のうち、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究等については料金原価から減額。 ・電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、申請会社のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、当該電力会社のコスト削減努力に照らし、10%減額。	
諸費			・相談役・顧問にかかる費用(車両、旅費等)については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めないとの考え方を踏まえ、料金原価から除く。	
寄付金		寄付金、団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。	・九州電力の大牟田市特定呼吸器疾病救済事業への寄付金のみ認めた。	
団体費			・諸会費(北海道地区広域共同防災協議会)及び事業団体費(海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、原子力環境整備促進・資金管理センター、日本卸電力取引所)について、原価への算入を認めた。	
電気料貸倒損				

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
固定資産除却費		<p>設備関係費(減価償却費、固定資産除却費)については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合には入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。</p>	<p>・減価償却後の残存簿価から適正な見積価額を差し引いたものが除却されていないと考えられるものについては、適正な見積額を算定して料金原価から減額する。</p> <p>・今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定。</p>	<p>【改正案】</p> <p>4. 設備関係費(減価償却費、固定資産除却費)については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合には入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。また、固定資産除却費のうちの除却損については、残存簿価から適正な見積価額を控除することを前提に原価への算入を認める。個別査定を行うことに伴い、第4節に定める比較査定の対象から外す。</p>
共有設備費等 分担額・同(貸方)			<p>・既存の協定書または実施計画書に基づき適正に算定されていることを確認した。</p>	
建設分担関連 費振替額(貸方)			<p>・個別原価の査定による電気事業工事資金の減額を反映すべきである。</p>	
附帯事業営業 費用分担関連 費振替額(貸方)			<p>・過去の実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。</p>	
開発費				
開発費償却				
電力費振替勘 定(貸方)			<p>個別原価の査定による改定率の変更分を反映すべきである。</p>	

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
株式交付費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認。</li> <li>・普通株式から種類株式変更による上場手数料と発行手数料の差額を減額。〔東京〕</li> <li>・産活法に基づく登録免許税の軽減措置を反映。〔東京〕</li> </ul>	
株式交付費償却	交付費及び発行費を三年間均等償却するものとして算定した額			
社債発行費	実績値及び供給計画等を基に算定した額		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の支払実績、実施計画等により適正に算定されていることを確認した。</li> </ul>	
社債発行費償却	交付費及び発行費を三年間均等償却するものとして算定した額			
<b>控除収益</b>				
遅収加算料金	実績値及び供給計画等を基に算定した額	算定規則第5条に基づいて申請事業者が算定した控除項目については、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。	<b>【取引所取引】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予備力の高い会社等に限定して適用（四国電力・北海道電力）</li> <li>・「売り」のみ対象</li> </ul>	〔資料5 参照〕
地帯間販売電源料・送電料				
他社販売電源料・送電料				
託送収益				
事業者間精算収益				
電気事業雑収益				
預金利息				

項目	一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
事業報酬				
レートベース				
特定固定資産	電気事業固定資産(附帯事業に係る共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金を除く)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額	算定規則第4条第3項のそれぞれの項目の適正性を審査するものとする。具体的には、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、特定投資において「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる」か否か等につき審査するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別監査において、先行投資及び不使用設備(社宅の空室分・送電線空回線等)等に係る特定固定資産等を料金原価から減額する。</li> <li>・今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定。</li> </ul>	
建設中の資産	建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じて得た額	供給設備については、デマンド・レスポンス(需給調整契約を含む)等を踏まえた需要見通しを前提にした設備に限定し、長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウランの購入価格については、直近2年間の市況価格の実績平均まで単価を減額。【関西・九州】</li> <li>・ウラン在庫については、安定供給に必要な最低限の在庫保有年数まで調達量を削減。【北海道】</li> </ul>	
核燃料資産	核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額	なお、電力会社間の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。		
特定投資	長期投資(エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額	なお、電力会社間の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料調達関係プロジェクトについて、為替レートの一部を実績ベースで算定しているが、前提諸元による為替レートとの差額分について料金原価から減額する。また、特定投資先から過去に配当の実績があり、当該配当が今後も見込まれる場合の当該配当実績および配当見込額について料金原価から減額する。</li> </ul>	<p>【改正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定規則第4条第3項のそれぞれの項目の適正性を審査するものとする。具体的には、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、特定投資において「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる」か否か等につき審査し、特定投資として計上した投資が配当を得られるようになった場合には、その配当を料金原価から適切に控除しているか確認するものとする。</li> </ul>

項目		一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
	運転資本	営業資本(減価償却費、公租公課等を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額)及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額)を基に算定した額		・運転資本のうちの営業資本(減価償却費、公租公課を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額)の算定において、算定規則では「退職給与金のうちの引当金純増額を控除」と規定されているが、退職者数の増加等から引当金純減額が発生し、これを営業資本に加算している。当該加算分については、算定規則に照らして適当ではないと考えられるため、料金原価から減額する。	
	繰延償却資産	繰延資産(株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額			
報酬率		報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。			
	自己資本報酬率	すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率	<p>公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。</p> <p>自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。</p> <p>すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率(以下「全産業自己資本利益率」という。)を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率(以下「公社債利回り実績率」という。)を下限として以</p>		

項目		一般電気事業供給約款 料金算定規則	一般電気事業供給約款 料金審査要領	査定内容	見直しの方向性
			<p>下の算式により各年度ごとに算定した値の一般電気事業の経営状況を判断するに適切な期間の平均(全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率)。</p> <p>自己資本報酬率 = <math>(1 - \beta) \times</math> 公社債利回り実績率 + <math>\beta \times</math> 全産業自己資本利益率</p>		
	他人資本報酬率	すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率	当面は直近1年間の有価証券報告書上公表されている各事業者の有利子負債利率を用いるものとする。		
	$\beta$ 値			・震災後～査定方針案とりまとめ日を採録期間として採用	[資料5 参照]